



- 3 令和元年12月4日、処分庁から審査請求人へ連絡。姉からの送金について、全額収入認定を行い、保護費の返還が生じることを説明した。  
審査請求人から処分庁に対して、姉の代理での支払いであり、支払いが確認できる書類を提示しているが、保護費の返還が生じるかとの質問があった。処分庁は過去の処分庁での取り扱いを踏まえた対応であることを説明した。
- 4 令和元年12月5日、審査請求代理人から前住宅の屋敷神の移転費用及び電気代の支払いについての収入認定について再度検討するよう要望があった。処分庁は審査請求人の口座に入金となった時点で収入として認定することを説明した。
- 5 令和元年12月11日、処分庁はケース診断会議を実施し、姉からの送金70,000円については法第63条に基づき、費用返還を適用し、全額返還を求める決定をした。
- 6 令和元年12月23日付で処分庁は審査請求人に法第63条による費用の返還についての通知書を手交した。  
審査請求人はあくまでも姉の代理での支払いであると主張した。処分庁は審査請求人の口座に入金された時点で収入として判断したものであり、さらに屋敷神の移転費用の請求書は審査請求人宛であり、電気代も審査請求人が生活している間の電気料であることから、審査請求人が姉の援助を受けて支払ったと判断できるものであることを説明した。
- 7 令和2年1月30日、審査請求人は、長野県知事に対して本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、以下のとおり主張し、本件処分の取り消しを求めている。

- (1) 今回の口座への姉からの振り込み金は、姉の債務の弁償を姉に代わって為すために審査請求人が弁済資金を姉から預かったものであり、社会通念上収入として認定することを相当としないものである。

預かった7万円から、姉の所有していた元実家の祠の移転費用として、42,120(振込料216)円を[ ]に、元実家の電気代として21,374(振込料108)円を[ ]にそれぞれ支払った。残金の6,182円は姉に返済にした。以上のことから口座に振り込まれた7万円は姉のお金を預かったに過ぎず、資力には該当しない。

- (2) 前住宅の相続人(登記上の所有者)は姉であり、また前住宅を手放すに至った経緯からも、一連の債務の弁済は姉の責任に帰すことは明らかである。

また、審査請求人が前住宅で生活していた一時期において、体調を壊して働けず定期的な収入がない時であり、その後前住宅を手放すに至った経過などからも、電気代(支払い残金及び明け渡し精算分)など前住宅に関わる一切の責任は姉が負うことを審査請求人と姉との間で決めていたことは当然の成り行きである。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 平成 29 年 6 月 27 日に長野県地域福祉課生活保護係へ照会した、別世帯の父の死亡保険金が振り込まれた生活保護受給者に対する収入認定の取り扱いについての回答を踏まえ、姉からの入金があった時点で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知 以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の（2）イ（ア）「仕送りによる収入」として収入認定を行った。
- (2) 前住宅の屋敷神の移転費用及び電気代は、もともとは姉が支払うべきものとして、審査請求人と姉との間で取り決めていたとの主張であるが、その債務についてみれば、屋敷神の移転費用は[REDACTED]より審査請求人あての請求書が発行されており、また、電気代は審査請求人が単身で生活していた住宅についてのものであり、姉のみの債務であるとはいえず、審査請求人にもその支払い義務があるものである。よって、収入認定は入金時点で行うが、その用途についてみても姉の債務の弁済を審査請求人が代わりに行ったものではなく、審査請求人が姉からの金銭援助を受け、債務の弁済を行ったものと解釈することができるものである。
- (3) 最低生活を満たし得る資力があればまずはそれを活用すべきところ、審査請求人は債務の弁済に充てたと考えられるため、法第 63 条を適用し、保護費の返還を求めるに至った。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 4 条には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。
- (2) 法第 8 条第 1 項には、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定され、また、法第 8 条第 2 項には、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されている。
- (3) 法第 12 条には、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 二 移送」と規定されている。
- (4) 法第 63 条には、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。
- (5) 次官通知第 7 には、最低生活費の認定について、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要

の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」と規定され、次官通知第7の1には「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と規定されている。

- (6) 次官通知第8の3の(2)イ(ア)には、仕送り、贈与等による収入について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と規定されている。
- (7) 生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。)の間8-37には、社会通念上収入として認定することが適当でないものの程度については、「その地域において住民の一般が良識をもって承諾できるものであれば、保護の実施機関において判断して差し支えない。」と規定されている。
- (8) 事務連絡の間13-2には、法第63条の規定の適用について、「収入増の事実が明らかとなったため、すでに算定した収入充当額が過少となったときも法第63条による返還の適用が考えられる。」と規定されている。

## 2 本件処分の違法性及び不当性の有無について

- (1) 提出された挙証資料によれば、姉からの送金70,000円について、処分庁は入金された時点で収入とみなし、上記理由の1(4)及び(8)により費用返還決定処分を行っている。しかし、送金された70,000円は前住宅の屋敷神の移転費用として42,120円及び手数料216円を[ ]に、前住宅の電気代として21,374円及び手数料108円を[ ]にそれぞれ支払っており、支払いの残金である6,182円は姉に返済にしていることから、それぞれの費用について、その用途や性質等を勘案したうえで検証する必要がある。
- (2) 第一に、電気代については、住宅の名義人は姉ではあるものの、前住宅において単身で生活していた審査請求人が生活を営む上で発生した需要であり、上記理由の1(2)、(3)及び(5)により処分庁から支給された生活扶助費で充足される費用である。また、上記理由の1(6)及び(7)により、処分庁が本件送金のうち、社会通念上の収入として認定することを適当としないもの以外のものとして、電気代に充てられた費用を収入として認定し、費用返還決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。
- (3) 第二に、姉が所有する住宅の屋敷神の移転費については、本件挙証資料により姉から送金があり、審査請求人が業者に支払っていることが認められる。処分庁は、本件送金は審査請求人の口座に振り込まれ、審査請求人宛てに発行された請求書に基づき、審査請求人が支払っていることから、審査請求人が債務者であるとし、審査請求人が姉からの金銭援助を受けて、債務の弁済を行ったと判断した。しかし、一般的に屋敷神の移転を含む家屋撤去費用については所有者が負担すべき費用であることが適当であり、審査請求人の主張のとおり、姉が審査請求人の口座を經由して、当該費用を支払ったものであると認められる。また、本件送金額と審査請求人が支払った金額については処分庁に領収書が提出されていることから、審査請求人が姉か

らの送金を自らの生活費に充当し活用していないことは明らかであり、審査請求人が活用し得る資産とはいえず、審査請求人の収入と認定することは適当ではない。

(4) 最後に、電気代として支払った額及び屋敷神の移転費として支払った額の残額についても、挙証資料から審査請求人はその額を姉に返済し、審査請求人が自らの生活費に充当し活用していないことは確認でき、審査請求人が活用し得る資産とはいえず、審査請求人の収入として認定することは適当ではない。

(5) また、処分庁は長野県地域福祉課生活保護係からの回答を踏まえ、姉から入金があった時点で上記理由の1(6)により「仕送り収入」として収入認定を行ったと主張しているが、本件送金は、上記審理関係人の主張の要旨の2(1)で言及があった死亡保険金と本件送金とは性質の異なるものである。例えば、本人が保険金の受取人である場合には受取人である本人の資産として扱うのは当然であり、保険金を収入として認定し、必要経費等を勘案したうえで収入認定を行うこととなる。一方で、本件入金は、本人の資産形成に寄与しておらず、資産として認定するのは適切ではないため、入金された時点で収入認定するのではなく、その性質によって取り扱いをより丁寧に検討すべきである。

なお、本事案に限らず、金品の移動がある場合には、事案が発生する前に処分庁に対して相談すべきであり、事実の確認に協力すべきである。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和2年5月22日

審査庁 長野県知事 阿部 守一

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県

を代表する者は長野県知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に■■■■■を被告として(訴訟において■■■■■を代表する者は■■■■■長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本です。

令和2年5月22日

長野県知事 阿部 守一